

第2節 質の高い教育・研究の推進

第1 大学の統合・連携

1 大学統合の実現

大学を取り巻く社会環境の変化に対応し、競争的な環境の中で魅力ある大学づくりが求められているが、県立3大学は、他大学に比べ、比較的小さな学部・学科を単位として構成されており、社会や学生ニーズの変化に対応した学部・学科の再編や学問分野を横断した教育・研究を容易に行うことが難しい構造となっている。

また、「21世紀に飛躍し、競争力のある、魅力あふれる大学」づくりという改革目標を達成するためには、教育、研究、地域貢献の機能を充実していく必要があるが、それぞれの限られた人的・物的資源の中で対応するには限界がある。

このため、各大学が持つこれまでの教育研究の蓄積を始めとする人的・物的資源の活用を図りながら、大学間の連携強化にとどまらず、従来の枠組みを超えて、各大学の機能を相互補完することができ、学際的融合や共同研究の実施など新たな可能性の創出も期待でき、さらに、行財政改革の視点からもスケールメリットを生かした運営基盤の強化も行えることから、大学統合することが望ましいと考えられる。

なお、統合に当たっては、それぞれの大学の歴史や伝統に培われた個性や特色など、失われる面もあることを考慮する必要がある。

(1) 県立大学と看護大学の統合

ア 統合

県立大学と看護大学の持つ人的・物的資源を統合することにより、国際化、情報化、少子・高齢化といった現代社会の課題に応え、社会に有為な人材を育成することが可能となる。

また、両大学の学問分野のクロスオーバーによる新たな学際融合の可能性も期待できることから、両大学は統合することとする。

統合に当たっては、両大学の新たな飛躍を期するため、新しい大学として再構築することがふさわしい。

なお、統合後の両キャンパスは、有効に活用するものとする。

イ 新しい大学の名称

県立大学と看護大学の統合によって生まれる新しい大学の名称は、本県が設立した大学として他大学との区別が明確であり、複数学部を持つ大学の名称としてふさわしい「愛知県立大学」とする。

ウ 新しい大学の理念・将来像

県立の大学としての個性・特色を創出できるよう、統合後の新しい大学(以下、統合後の新しい大学を「新県立大学」という。)の理念・将来像を構築する。

なお、構築に当たっては、教育・研究・地域連携(貢献)による地域における知の拠点の形成並びに地域社会及び国際社会に貢献する人材の育成を目指すものとする。

エ 統合の時期

大学の統合は、できる限り速やかに実施すべきであるが、統合と同時に実施する学部学科の再編とこれに伴う新たなカリキュラム編成などの準備を進める必要があり、文部科学省への認可申請の諸手続も考慮し、新県立大学は平成21年4月開学とする。

なお、統合前の県立大学及び看護大学は、在学生の卒業を待って廃止する。

(2) 芸術大学の統合の可能性

ア 統合の可能性

芸術大学は、美術・音楽の両部門を備えた公立の総合芸術大学であり、全国から優秀な学生を集めるとともに、国内外で活躍する芸術家を輩出しており、全国で5大学のみという国公立の芸術系専門大学の一つとして、独自の存在意義を有している。

また、学問分野、教育研究目的・方法、人材育成の特殊性から、他の2大学との共通性に乏しい。

このため、芸術大学を他大学と統合することは、現時点では芸術系専門大学としての魅力あるいはアイデンティティの喪失につながる可能性があり、また、競争力の低下も懸念されることから、当面は行わないこととする。

イ 芸術大学の理念・将来像

美術・音楽の両部門を有する総合的な芸術系専門大学として、大学を取り巻く環境や社会ニーズの変化を踏まえ、個性・特色を創出できるよう新たな理念・将来像を構築する。

なお、構築に当たっては、新しい芸術分野への対応や地域貢献という視点を取り入れるとともに、芸術家以外にも幅広く研究者、教育者などの人材の育成を目指すものとする。

2 3大学間連携

県立3大学は、文学、語学、情報、芸術、看護など様々な分野で活躍している教員、様々な教育・研究施設などを有している。

1 法人の下に異なる専門分野を持つ3大学が、教育・研究においてこのような人的・物的資源の相互活用を図り、連携を強化していくことは、県立の大学全体の魅力づくりにつながるとともに、学生・教員の交流と教育・研究の水準の向上が期待できる。

(1) 教養教育などの共通化・共同化

3大学が持つ人的・物的資源の共有化と有効活用を図りながら、幅広い教養教育を行うために、新県立大学においては、教養教育を全学的に共通のプログラムで実施することとする。(共通化)。

また、新県立大学と芸術大学の2大学間の教養教育及び教育職員養成課程については、教員の相互派遣により選択科目の拡充を図ることとする。(共同化)。

実施に当たっては、幅広い教養教育が受講可能になるようにカリキュラム編成や履修方法の検討を行う必要があることから、実施時期は大学統合と同時とすることとする。

なお、教養教育などの共通化・共同化は、各大学に設置する全学的組織(「総合教育センター」(仮称) 後述)において推進を図ることとする。

(2) 単位互換制度の利用促進

学生・教員の交流を図るとともに、学生が幅広い分野を履修できる機会を提供するため、3大学間の単位互換制度の利用促進に向けて、学生へのPRを強化したり、学生の利用しやすい履修申込方法などの工夫を検討する。

(3) 3大学間共同研究の促進

新たな研究分野を開拓し、大学の研究力の向上につなげるために、3大学間の共同研究の促進に向けて、教員の交流を図るとともに、新たな共同研究費枠の創設などの研究環境づくりを行うよう検討する。

第2 教育の充実

社会環境が大きく変化していく今日においては、「主体的に変化に対応し、自ら将来の課題を探求し、その課題に対して幅広い視野から柔軟かつ総合的な判断を下すことのできる力」(課題探求能力)の育成が求められている。

また、国内・国際社会ともに流動的で複雑化した先行き不透明な時代を迎える中、相互の信頼と共生を支える基盤として、他者の歴史・文化・宗教・風俗習慣などを理解・尊重し、他者と積極的にコミュニケーションを図る能力がより重要となっている。

特に、産業や文化を世界に発信する交流拠点をめざすこの地域においては、専門的知識・技術・技能を有する人材を育成するとともに、自国の文化と国際文化に深く精通し、地域社会と国際社会に寄与しうる人材が求められており、これに応えていく必要がある。

さらに、卒業時における学生の質を確保するため、大学の教育研究力の向上と高度化を一層推進する必要がある。

このため、学部教育では、教養教育及び専門分野の基礎・基本を重視し、専門的素養のある人材として活躍できる基礎的能力を培うものとし、大学院教育では、専門性の一層の向上を図っていくこととする。

1 学部・学科の再編

県立の大学の学部・学科は、長期的な視点に立って、時代や社会のニーズの変化に対応できるよう再編することとする。

再編に当たっては、高等教育・学術研究の動向、地域社会の課題への対応に留意しつつ、県内における職業人の需給動向と県立の大学として養成する必要性を検証する必要がある。

また、本県の厳しい財政状況に配慮し、行財政改革の視点を踏まえ、学部・学科の再編は、スクラップアンドビルドを基本とするものとし、本県の施策として採り上げるべき新たな分野についても検討する。

学部・学科の再編は、中期目標に反映させた上で、平成21年度に実施するものとし、県立3大学全体の現行定員を上限として、それぞれの学生定員を設定する。

なお、学部・学科のあり方は、不断に検討を加え、継続的に再編を実施していく必要がある。

(1) 新県立大学

新県立大学の学部・学科は、これまでの歴史と伝統が重要な資産であることに留意しつつ、長期的な視点にも立って、学科の統合や専攻への改組、コース制の導入など、その編成を大括りにし、今日における地域社会のニーズに的確に応えられるものとする。

学部・学科の具体的な姿は、次の方針に沿って引き続き検討し、中期目標に盛り込むものとする。

なお、学部の配置を考えるに当たっては、現状において、分離キャンパスとなることに考慮する必要がある。

言語・文化分野については、多文化共生社会¹を迎えた今日、自国の言語と文化に対する深い理解力と表現力を身に付けた人材の養成が必要であり、国語・国文学と日本文化を包括した部門を設けるものとする。

また、グローバル化、ボーダーレス化が進展する中で、高度な外国語のコミュニケーション能力を備え、外国の社会や文化に通じた人材が求められていることから、外国語と外国の地域文化を履修できる部門を設けるものとする。なお、現在、学科を構成する英語、フランス語、スペイン語、ドイツ語、中国語のほか、ロシア語を始めとする多彩な言語を履修することが可能となっているが、今後は諸言語に対する学習需要の変化に対応するため、言語別に学科構成が固定化しないよう、柔軟な仕組みに改めることを検討する。

さらに、世界の多様な文化に精通し、国際社会で活躍できる人材を養成するため、比較文化、国際政策（国際関係）など、個別の言語・文化にとらわれず、横断的に学ぶことのできる部門を設けることを検討する。

情報科学分野については、情報科学・技術の高度化と情報技術者に求められる能力・知識の多様化に対応するため、コース制の導入やメディア情報科学など新しい領域を加えることも検討する。

県政のシンクタンク機能を担うとともに、公民が協働し、地域の政策課題に取り組む人材を養成するため、公共政策あるいは地域政策など政策系部門を設けることを検討する。

小学校教諭養成課程については、県内における養成数、現職教員の大量退職の見込みなどの需給動向から、当面存続する必要がある。

看護職員養成課程については、本県が作成した需給見通しから、今後とも看護職員の養成を継続する必要がある。

なお、基本的な看護実践能力の修得とともに、看護専門職として求められる能力の多様化に対応するため、コース制の導入を検討する。

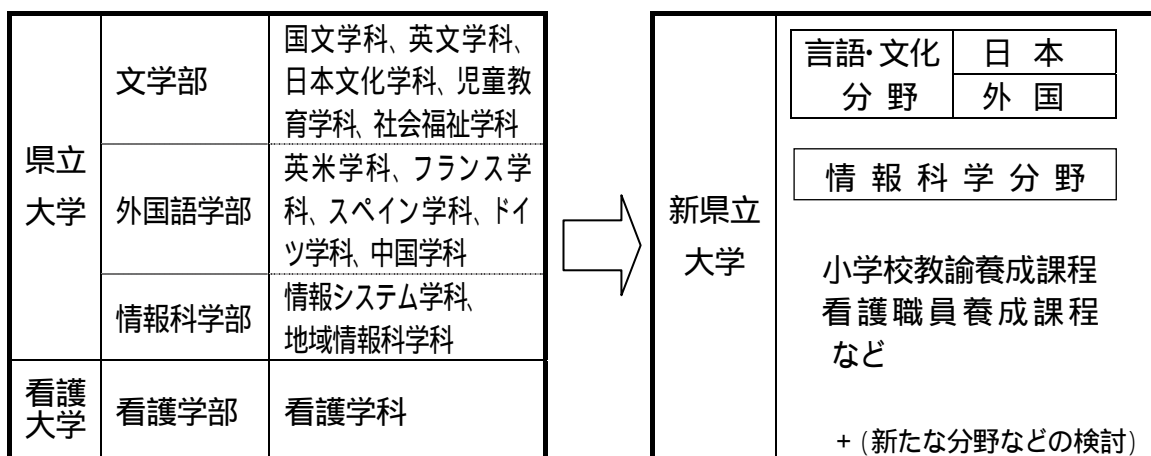
県立大学と看護大学との統合によって、両大学の機能を相互に補完し、新県立大学として新たな可能性を創出することを検討する。

（２）芸術大学

芸術大学については、現在の専攻分野は、芸術分野の基本的な体系となっており、専攻の大括りにより、かえって芸術系専門大学としての魅力が薄れるおそれがあるため、現行どおりとする。

¹ 多文化共生社会

在住外国人と日本人住民が互いの文化や考え方などを理解し、尊重するとともに安心して快適に暮らすことのできる地域社会。



2 大学院（研究科）の再編

大学院(研究科)については、各課程における人材養成の目的、教育目標の明確化、これらに沿った体系的な教育課程の編成と適切な教育・研究指導の実践や、各産業、各職業分野など社会ニーズを踏まえ、修了者が高度な産業社会で評価される教育の実施などが求められている。

また、学術研究の高度化に対応した優れた研究者の養成や、国際的に通用する教育研究拠点を目指すためには、博士課程の拡充が必要である。

さらに、リカレント教育²の需要の高まりや、社会人の大学院教育に対する期待に応じていく必要がある。

(1) 新県立大学

新県立大学は、高度な専門的知識・能力を持つ高度専門職業人の養成を主目的とする人材育成方針に沿った教育内容・方法の充実を検討するとともに、学部・学科との整合を図りながら大学院（研究科）の再編を行うこととする。

なお、看護大学の大学院（修士課程）は、看護・医療の現場において質の高い看護サービスを提供できる人材が求められていることから、既存の研究科を再編し、高度専門職業人（専門看護師³、認定看護管理者⁴）の養成に平成19年度から取り組むとともに、助産師の養成を学部から大学院へ移行することとし、実施時期については、さらに検討する。

² リカレント教育

職業人を中心とした社会人に対して、学校教育修了後、いったん社会に出てから行われる教育であり、職場から離れて行われるフルタイムの再教育のみならず、職業に就きながら行われるパートタイムの教育も含む。

³ 専門看護師

日本看護協会専門看護師認定試験に合格し、ある特定の看護分野において、卓越した看護実践能力を有することが認められた者。看護分野は、がん看護始め11分野にわたる。

⁴ 認定看護管理者

日本看護協会認定看護管理者認定審査に合格し、管理者として優れた資質を持ち、創造的に組織を発展させることができる能力を有することが認められた者。

(2) 芸術大学

ア 修士課程

新しい芸術分野への対応を可能とするため、専攻の枠を超えた柔軟な教育研究システムとし美術研究科(5専攻)、音楽研究科(3専攻)をそれぞれ1専攻に括ることとする。

また、美術研究科については、高度な創作研究を行うに当たって理論的側面を充実させる必要があるため、芸術学分野を新たに加えることとする。

なお、再編時期については、平成19年度とする。

イ 博士課程

国際的に通用する優れた芸術家、研究者を養成するとともに、本県の芸術文化を発信する拠点としてふさわしい高度な教育研究体制を充実するため、博士課程を新設し、大学の研究力の向上及び競争力と魅力を高めることとする。

なお、設置時期については、教員の確保や施設などの課題があるため、さらに検討する。

県立 大学	国際文化研究科(修士・博士)	新県立 大学	学部・学科との整合を図りながら再編する。 【県立大学】
	情報科学研究科(修士・博士)		↑↓(新県立大学としての整合を図る。) 【看護大学】
看護 大学	看護学研究科(修士)		看護学研究科(修士)(仮称)
芸術 大学	美術研究科(修士) (日本画専攻) (油画専攻) (彫刻専攻) (デザイン専攻) (陶磁専攻)	⇒	美術研究科(修士・博士) (美術専攻)
	音楽研究科(修士) (作曲専攻) (声楽専攻) (器楽専攻)		音楽研究科(修士・博士) (音楽専攻)

3 昼夜開講制の見直し

県立大学の昼夜開講制は、平成10年度の長久手町への移転・拡充時から、夜間の県立女子短期大学(国文、英文、児童福祉)及び外国語学部第二部(英米、フランス)が行ってきた夜間教育を継続発展させ、勤労学生に高等教育の機会を提供するとともに社会人の多様な学習需要に応えるため、文学部及び外国語学部において実施している。

しかし、社会人や勤労学生の入学者は減少し、一般学生（一般選抜入試による入学者）が多数を占める状況になってきており、社会人・勤労学生のための高等教育の機会の提供という昼夜開講制の本来の趣旨から逸脱してきている。

また、全国で35大学が通信制大学を開設しており、昭和60年度から授業を開始した放送大学は、衛星放送及びケーブルテレビでの視聴が県内で可能となるなど、在宅での履修条件が格段に整ってきている。

その他、インターネットによる授業を提供する大学も現れており、県立大学において夜間主コースを存続する必要性は低くなったと判断できる。

このため、夜間主コースは、新県立大学の開学に合わせて募集停止することとする。

なお、生涯学習への対応としては、昼間主コースの社会人の受入れを継続するとともに、高度化するリカレント教育の需要については、大学院やサテライトキャンパスにおいて対応することとする。

また、放送大学との単位互換についても検討する。

4 教養教育などの充実

社会が複雑かつ急激な変化を遂げる中で、知の拠点となる大学には、専門分野の枠を超えて、地球規模の視野、歴史的な視点、多元的な視点で物事を考え、未知の事態や新しい状況に的確に対応していく力に加えて、豊かな人間性を持った魅力ある人材の育成が期待されており、今後の社会で活躍できる基礎的能力を涵養する教養教育の充実が強く求められている。

このため、県立3大学のこれまでの教養教育のあり方を見直し、専門教育のための単なる基礎教育ではなく、学生の学ぶ意欲や目的意識を刺激する、幅広く、より深い教育の実現を目指すことが必要である。

また、国際化・情報化の進展を見据え、語学力及び情報処理能力の強化を図ることとする。

(1) 実施体制

教養教育の共通化、共同化を推進するとともに、教養教育、導入教育⁵などを充実・強化するため、学部の垣根を超えた企画・立案などの権限と責任を有する全学的組織（「総合教育センター」（仮称））を各大学に設置することとする。

なお、各大学の「総合教育センター」（仮称）は、相互に連携を図る必要がある。

⁵ 導入教育

新入生が、大学での学習活動に円滑に適應するための組織的な教育提供をいう。具体的には、学問への知的動機付けや大学で学ぶための学習スキルの修得が挙げられる。一年次教育、フレッシュマンセミナーとも呼ばれる。

また、組織的・継続的な教育改革の実現を図るため、ファカルティ・ディベロップメント(FD)⁶、授業評価を実施する権能を持たせることとする。

さらに、附属図書館及び学術情報ネットワークの管理運営機能を持たせることが考えられる。

総合教育センター(仮称)

設置目的

全学部の教養教育などの企画・実施及び全学部に通ずる教育改革を行う。

内容

全学共通教育

教養教育、導入教育、教員養成課程、学芸員養成課程の企画・実施など

教育改革

FD、学生・教員相互の授業評価の実施など

学術情報

附属図書館及び学術情報ネットワークの管理・運営

(2) 受講機会の拡大

幅広い教養教育の実施に向けて、教養科目の時間枠を拡大し、学生の受講機会を増加させることを検討する。

5 教育内容・方法の見直し

学部・学科の再編に合わせ、社会や学生のニーズを踏まえ、カリキュラム・ポリシー(教育の実施に関する基本的な方針)を策定し、これに基づき、教育内容・方法の改善を図るとともに、計画・実践・評価・見直しを繰り返しながら、教育の充実を図っていく必要がある。

(1) 教員の授業内容・方法の組織的な改善

教員の授業内容、授業方法の改善と向上に向けて、全学的組織(「総合教育センター」(仮称))において、学生・教員相互による授業評価の導入と活用、ファカルティ・ディベロップメントに関わる各種の取組を推進することとする。この取組によって、組織的・継続的な教育改革の実現が可能となる。

⁶ ファカルティ・ディベロップメント(FD)

教員が授業内容・方法を改善し向上させるための組織的な取組の総称。その意味するところは極めて広範にわたるが、具体的な例としては、教員相互の授業参観の実施、授業方法についての研究会の開催、新任教員のための研修会の開催などを挙げることができる。

(2) カリキュラムの改善

地域で活躍できる人材や専門的な知識・能力を有する人材の育成など、社会、企業のニーズや学生のニーズを踏まえ、カリキュラムの内容を見直し、改善に努めるとともに、教員の配置を弾力的に見直していくこととする。

(3) 分かりやすいシラバス⁷の作成

学生の計画的な学習を進めるために、履修科目の内容が分かり、学習目標、授業方法や単位認定に必要な成績基準などを明記した3大学共通の様式によるシラバスの作成を検討する。

(4) リメディアル教育⁸の実施

高等学校における、科目の履修歴の違いや、入学試験の多様化による学生の学力水準のばらつきに対応するため、リメディアル教育の導入を検討する。

(5) 教育効果の検証

学生の卒業後の進路状況などを調査し、その結果を有効活用して教育改善に結びつけるため、教育効果を検証していくこととする。

6 入学者受入れの見直し

人材育成方針に沿ったアドミッション・ポリシー（入学者受入方針）を策定し、大学としてどのような学生を望んでいるのかを明確化し、受験生に周知するとともに、入学者選抜方法の見直しをする必要がある。

アドミッション・ポリシーを明確化することにより、学生も自らの将来の職業選択などを見据えつつ、自らの能力・適性などに適合した大学、学部、学科を選択することが可能となる。

入学者選抜方法については、社会人を始めとする多様な履修歴、経歴のある者に高等教育を受ける機会を提供するとともに、現行入試制度では測れない能力や意欲のある者を受け入れるため、社会人入試など多様な方法の実施を検討する。

特に、芸術大学では、個性と才能ある優秀な学生を確保するため、自己推薦特別選抜を一部の専攻で導入しているが、拡充について検討する。

また、県立大学では、県内高校から優秀な学生を受け入れる推薦入試について、県内の高校との連携を強化するとともに、大学の魅力を高めるため、入学定員枠の拡大

⁷ シラバス

授業科目名、担当教員名、講義目的、各回の授業内容、成績評価方法、教科書や参考文献、その他履修する上で必要となる要件について記した授業計画。

⁸ リメディアル教育

大学教育を受ける前提となる基礎的な知識などについての教育をいう。補習教育とも呼ばれる。

について検討する。

なお、各選抜方法の入学定員については、志願者数及び入学者数等の状況を踏まえ、適正な入学定員の設定を行うこととする。

7 卒業認定の見直し

卒業時の学生の質を保証し、卒業生の社会的評価の向上を図るため、人材育成方針に沿ったディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与方針）を策定し、検証可能な認定基準の設定や成績評価の厳格化を行うこととする。

また、ディプロマ・ポリシーの策定は、学生にとっても学習目標が明確になり、自発的な学習が期待できる。

（１）成績評価の厳格化

大学の社会的責任として、学生の卒業時の質の確保を図るため、教員は学生に対してあらかじめ各授業における学習目標や目標達成のための授業の方法及び計画とともに、成績評価基準を明示した上で、厳格な成績評価を実施することとする。

（２）検証可能な目標設定及び卒業生の質の保証

学部・学科ごとに、学生の望ましい学力水準の目標設定を行い、可能な限り検証可能な目標設定に努めることとする。

また、卒業生の質の保証として、県立大学では、情報科学部卒業生の専門技術者としての国際的通用性を確保するため、日本技術者教育認定機構（J A B E E）⁹の実施する認定制度の取得について検討する。

8 国際交流の促進

21世紀の国際化社会で活躍する、国際性に富む有為な人材の育成を図るためには、知識の習得だけでなく、実際に多様な文化や価値観を持つ人々と交流を行う実体験が必要である。

特に、多文化共生を重要施策に掲げる本県においては、国内外での実体験の機会を充実することが求められていることから、世界に開かれた大学として、国際交流の充実を図り、学生を国際社会の一員として活躍する人材に育成していく必要がある。

⁹ 日本技術者教育認定機構（J A B E E）

技術者教育プログラムの認定を行う非政府組織。大学など高等教育機関で実施されている教育プログラムが、社会の要求水準を満たしているかどうかを、技術系学協会と密接に連携しながら、評価・認定する。わが国の技術者教育の質的向上と国際的な同等性の確保を図ることを目的としている。

(1) 協定大学との交流

協定校の拡充及び海外協定大学を中心とした、学生や教員の交流を充実していくこととする。

(2) 研究者の派遣交流

独立行政法人日本学術振興会が実施する研究者招へいなどの事業を活用した外国人研究者の受入れや若手研究者の海外派遣について、積極的に取り組むこととする。

(3) 派遣留学生への支援

法人の取引金融機関による奨学資金貸付金の導入、奨学基金の創設など協定校への派遣留学生に対する支援のあり方について検討する。

(4) 留学生の受入れ

留学生の受入れは、大学の活性化をもたらすとともに、学生の異文化や自文化への理解が深まるという効果があり、将来の本県と外国との交流の促進を図る上で大きな力となるため、受入れを促進する必要がある。

第3 研究力の向上

県立3大学は、高度で先進的な国際的水準の研究活動を推進するとともに、地域や時代の要請に応えた研究を行い、その成果を学生や地域に還元していくことが期待されている。これまで様々な研究を行ってきたものの、大学をめぐる競争的環境の中で、更なる研究のレベルアップ及びその成果の発信が求められている。

また、研究支援体制の整備や大学院における研究を充実させるなど、研究環境の充実に向けた取組を進める必要がある。

そのためには行政や産業界等との共同研究を推進するとともに、公立大学法人化のメリットを生かした外部資金の導入など組織的な取組による研究費の確保に努める必要がある。

1 研究力向上のための組織的な取組

国・企業などからの外部研究資金の導入により受託・共同研究の促進を図るとともに、県立の大学間の共同研究の促進を図るため、情報発信と連携の拠点となる組織（「地域連携センター」(仮称) 後述)を設置することとする。

複雑化した社会問題に対応するとともに、GP（特色ある大学教育支援プログラムなど）¹⁰、科学研究費補助金¹¹などの競争的外部資金を獲得していくためには、個人研究を超えた組織的な取組が必要である。

このため、研究プロジェクトが迅速に立ち上がるよう、学部・学科の連携体制と情報共有の促進を図ることとする。

また、教員と事務職員が一体となって、随時、競争的外部資金に関する情報の収集に努め、その獲得のための研究会の開催や研究戦略の構築などの方策を検討する。

2 研究支援体制の整備

教員研究費は、研究成果の評価などを反映させた研究費の重点配分を実施する必要がある。

また、外部研究資金獲得者が、研究時間の確保など研究支援のための優遇措置が受けられる仕組みづくりと協力体制の構築について検討する。

3 研究基盤の強化

研究の高度化、情報化に対応し、大学の研究レベルの向上を図るため、3大学間の情報ネットワークを構築することとする。

特に、芸術大学においては、未整備となっている学内LANシステムを新たに整備し、3大学間ネットワーク化によるSINET（学術情報ネットワーク）¹²への新たな接続や図書館情報システムの導入を行うとともに、老朽化施設の改修による研究環境の改善を行い、研究力をさらに強化していく必要がある。

第4 学生支援の充実

学生が学習に専念でき、学生生活を通して豊かな人間性を涵養し、学生の資質・能力を十分に向上させることができる適切な環境を整えるためには、学習、生活、就職などの各場面において大学の支援サービスの充実を図る必要がある。

¹⁰ GP（特色ある大学教育支援プログラムなど）

大学教育の改善に資する様々な取組の中から、国公立を通じた競争的環境の下で特色ある優れたものを選定し、選定された事例を広く社会に情報提供していく文部科学省の事業。

¹¹ 科学研究費補助金

我が国の学術を振興するため、人文・社会科学から自然科学まであらゆる分野で、独創的・先駆的な研究を発展させることを目的とする研究助成費。

¹² SINET（学術情報ネットワーク）

日本全国の大学、研究機関等の学術情報基盤として、国立情報学研究所が整備、運用している情報ネットワーク。国際間の研究情報流通を円滑に進められるよう海外研究ネットワークと相互接続している。

1 学生支援窓口の一元化

事務の簡素・効率化を図るとともに、学生に対するサービスを向上させるため、学生支援について一元化した組織（「学生支援センター」（仮称））を各大学に設置し、ワンストップ・サービスを提供することとする。

学生支援センター（仮称）

設置目的

学生・教務に係る事務を一元化し、学生にワンストップ・サービスを提供する。

内容

入試

学生募集、入学試験など

教務

履修登録・相談、授業・試験・成績・学籍、カリキュラム、単位互換など

学生生活

授業料減免、奨学金相談、サークル、保健業務、健康、相談など

留学

協定校留学・（交換）留学生支援など

進路指導

- ・就職関係：就職指導・相談、就職ガイダンス、インターンシップなど
- ・進学関係：大学院進学情報提供

2 学習支援

学生が学習しやすい環境づくりを推進するため、ITを活用した学生への情報提供の充実や、学習指導の充実、リメディアル教育の実施など、学生へのきめ細かい対応を行うこととする。

（1）学生利用情報システムの充実

携帯電話、パソコンから教務情報（休講、実習情報など）や各種ガイダンス（奨学金、留学、就職）情報などを入手できるシステムの拡充やパソコンを利用した科目履修登録が可能なシステムを導入することとする。

（2）学習指導の充実

科目履修登録期間中は、教員が学生の履修相談に可能な限り対応するなど、学生に対する履修指導の向上を図るとともに、優秀な大学院生を活用したTA（ティー

チング・アシスタント)制度¹³の拡充やオフィス・アワー制度¹⁴の拡充を検討する。

(3) 学習環境の向上

大学は、教育研究環境の維持・向上のため、必要な施設・設備の整備や適切な維持に努めていく必要がある。

特に、芸術大学の施設については、古くは昭和40年代に建築され、老朽化と狭隘化が進んでおり、早急な改善が必要な状況にあることから、整備計画を立てて順次、教育・研究環境の向上を図っていく必要がある。

3 生活支援

学生が学習に専念できるよう、学生生活における健康を始めとする諸問題に対する相談体制を充実し、適切な指導・助言を行い、解決に導く必要がある。

また、学生の生活支援の充実を図るため、成績優秀者に対する新たな奨学金制度や法人の取引金融機関による奨学資金貸付金など、法人独自の奨学金制度の導入について検討する。

4 就職支援

学生が人生設計を主体的に行うために、就職という一時点だけにとらわれるのではなく、一人ひとりが自分のこれから進む道、すなわちキャリア(仕事)について考えていくことが重要である。

このため、キャリア教育の実施やインターンシップ制度¹⁵の充実を図ることとする。

また、就職活動を支援するため、相談体制の充実や的確な就職情報の提供を図る必要がある。

(1) キャリア教育の実施

学生が自己の生き方を考え、主体的にキャリアを選択・決定し、生涯にわたって自己をより良く生かしていけることのできる能力・態度を育成するキャリア教育を実施することとする。

¹³ TA(ティーチング・アシスタント)制度

優秀な大学院生が、学部学生などに対するチュータリング(助言)や演習、実習、実験などの教育補助を行う制度。

¹⁴ オフィス・アワー制度

教員があらかじめ示す特定の時間帯のことであり、この時間帯であれば学生が自由に教員研究室を訪問し、授業内容や履修の質問・相談を行うことができる制度。

¹⁵ インターンシップ制度

学生が在学中に、企業などにおいて自らの専攻や将来希望する職業に関連した就業体験を行う制度。

(2) インターンシップ制度の充実

自己の職業適性や将来設計について考える機会となり、主体的なキャリア選択や高い職業意識の育成が図られるインターンシップ制度を充実するため、受入機関の開拓や単位認定を検討する。

(3) 就職相談体制の充実

企業の人事担当OBなど専門的知識を持つスタッフによる相談の実施など、相談体制の充実を図ることとする。

(4) 就職情報提供の充実

学生利用情報システムや大学ホームページ（学内専用）を活用した就職情報提供の充実を図ることとする。

(5) 同窓会との協力

同窓会との協力により、卒業生による企業・業種研究会の実施など就職支援活動を検討する。